人材紹介契約書

甲

契約者: 住所 :

SPICYSOFT

契約者:スパイシーソフト株式会社 代表取締役 山田 元康

住所 : 〒 160-0074 東京都新宿区北新宿

許可番号:13-ユ-314153

甲とSPICYSOFTは、以下の業務について下記の通り契約を締結する。本契約書は2通作成し、甲、SPICYSOFTが各1通を所持するものとする。

第1条(業務)

甲は甲の人材採用に関するコンサルティング業務をSPICYSOFTに委託し、SPICYSOFTはこれを受託する。 SPICYSOFTは甲の人材採用計画を的確に把握した上で、SPICYSOFTならびにSPICYSOFTと業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条(報酬)

甲は、コンサルティング料として、SPICYSOFTが紹介し、甲が採用した者(以下「被採用者」という) 1 名ごとに、当該被採用者の理論年収に手数料率を掛けた額(税別)をSPICYSOFTに支払うものとする。なお、被採用者の内定受諾を持って採用とする。

- 上記「理論年収」は、次の算式により計算する。
- 理論年収=(基本給+職務手当+住宅手当+家族手当 + その他固定的に毎月支給される手当(但し、交通 費は除く) + 同職務同年齢者の月平均超過勤務手当)×12 + (同職務同年齢者の前年実績賞与支給 額)
- なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が 「固定報酬+成果報酬」で決定される場合は、(固定報酬+期待する業績を達成した場合の成果報酬)より導いた年俸額を理論年収とする。

手数料率

被採用者を、十分な経験を持つ者(以下「シニア」という)と、未経験もしくは採用後に育成が必要な未経験者に相当する者(以下「ジュニア」という)に区分(以下「被採用者区分」という)し、区分別に手数料率を定める。

被採用者区分	手数料
シニア	30%
ジュニア	10%

第3条(報酬の返還)

被採用者が甲を退職した場合(内定を受諾をしたが入社しなかった場合を含む)、SPICYSOFTは退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表の返還率に従い甲に返還するものとする。

なお、被採用者が、本人の責に帰さない事由で退職もしくは解雇した場合(会社都合退職、整理解雇または本人の 死亡等を含むが、これらに限られない)は、報酬の返還は適用されない。

また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、報酬の返還は適用されない。

甲は、SPICYSOFTが定めた方法で、退職日から1週間以内にSPICYSOFTに報告するものとする。なお退職日とは、最終出社日ではなく、雇用契約が終了した日とする。また内定辞退の場合は、被採用者が書面にて甲に内定辞退の通知をした日を退職日とする。明示的な内定辞退の通知がなく被採用者が入社しなかった場合は、入社予定日をもって退職日とする。ただし退職日の報告が1週間をこえて遅れた場合は、報告があった日をもって退職日とする。

返還率

被採用者の区分にあわせて返還率を定める

退社時期	シニア	ジュニア
入社しなかった場合	100%	100%
入社から1ヶ月以下	100%	100%
入社から2ヶ月以下	80%	100%
入社から3ヶ月以下	60%	100%
入社から4ヶ月以下	4 0 %	60%
入社から5ヶ月以下	20%	4 0 %
入社から6ヶ月以下	10%	20%

第4条(支払)

甲は第2条に定める報酬を、被採用者の採用月の翌月15日までに、SPICYSOFTの指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

SPICYSOFTは第3条に定める返還を、被採用者の退職月の翌月30日までに、甲の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料はSPICYSOFTの負担とする。

第5条(オーナーシップ)

SPICYSOFTが選考・選抜した人材を、甲がSPICYSOFTの合意なく直接接触し採用を決定して入社もしくは役務提供行為等(派遣受け入れ、直接・間接を問わず業務委託)をせしめた場合も、本契約に該当するものとし、第2条の定める報酬に対して200%の額を請求するものとする。なおこの場合は第3条が定める報酬の返還の対象外とする。

第6条(資料の掲示)

甲は、SPICYSOFTがコンサルティング業務を行うために、その募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等、SPICYSOFTが要求する必要な情報を提供するものとする。

第7条(機密保持)

- 1. 甲および SPICYSOFT (以下、「被開示者」という) は、本契約期間中に 相手方(以下、「開示者」という) から開示を受けた情報であって開示にあたり秘密であることが明示されたもの及び個人情報 (以下「秘密情報」と総称する)を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、開示者の書面による事前の承諾なしに、本契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員並びに自己と委任契約のある弁護士、公認会計士、税理士以外の第三者に開示し又は本契約の履行に必要な範囲を超えて複製又は使用してはならないものとする。なお、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当することを、被開示者が証明しうる情報は秘密情報にあたらないものとする。
 - **。** 開示時にすでに公知の情報又は開示時にすでに被開示者が保有していた情報。
 - 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報。
 - 被開示者が第三者から守秘義務を負わずに適法に入手した情報。
 - 開示者の秘密情報によらずに被開示者が独自に創出した情報。
- 2. 前項の定めにかかわらず、被開示者が、裁判所、捜査機関その他の第三者に対する秘密情報の開示を法令により義務付けられた場合には、開示者に対してその旨を事前に通知したうえで、当該義務の範囲において秘密情報を開示することができるものとする。
- 3. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得て第三者に対して秘密情報を開示する場合、当該第三者に対して本条と同等の義務を課すものとし、かつ、当該第三者による当該義務への違反について開示者に対して責任を負うものとする。
- 4. 被開示者は、本契約が終了した場合、開示者から受領した秘密情報が不要となった場合、又は開示者から要求があった場合には、開示者の秘密情報及びその複製物を、開示者の指示に従い遅滞なく開示者に返却し又は廃棄若しくは消去するものとする。
- 5. 本契約のもとでの秘密情報の開示は、被開示者に対する開示者の特許、実用新案、ノウハウ、その他一切の知的財産権の譲渡又は実施権、使用権、その他の権利の許諾を伴うものではない。被開示者は、秘密情報に基づき発明、考案又はノウハウ等を成した場合は、速やかに開示者にその旨を書面により通知する。

第8条(個人情報)

甲は、SPICYSOFTから知り得た、SPICYSOFTが紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。

また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちにSPICYSOFTに返還又はSPICYSOFT の求めに応じ廃棄しなければならない。

第9条(反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及びSPICYSOFTは、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
- 2. 甲及びSPICYSOFTは、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - 。 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - 。 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力 であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - 。 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
- 3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った 損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとして も、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとす ス

第10条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、第2条の対象となる採用の最後から三ヶ月未満であり、かつ期間満了の1ヶ月前までに甲、SPICYSOFTいずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第11条(契約の解除)

- 1. 甲またはSPICYSOFTは、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - 。 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手 方がその違反を是正しないとき
 - 。 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - o 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換 所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - 。 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしよ うとしたとき
 - 。 その他前各号に類する事情が存するとき
- 2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第12条(協議)

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲とSPICYSOFT協議のうえ解決する

第13条(裁判管轄)

第12条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

以上